

岩手県告示第283号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成21年岩手県告示第701号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成22年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡野田村及び二戸郡一戸町
- 2 実施した期間 平成21年8月25日から平成22年3月12日まで
- 3 実施した基本測量の種類 基本測量（基準点現況調査作業）